



六条の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的である行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」といふ。）、同法第二百二十七条第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を帮助する目的である行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取帮助罪等」といふ。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的である行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」といふ。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取帮助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」といふ。）又は同法第一百四十四条（爆発物取締罰則）明治十七年太政官布告第三十二号第一条、第二条又は第三条に規定する罪（大正十五年法律第六十号）第一条に規定する罪（刑法第二百八十二条又は同項に係る部分に限る。若しくは第二百六十六条後段に規定する罪）三 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪（昭和十五年法律第六十号）第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八十二条の罪を犯す行為に係るものに限る。）、暴力行為等处罚に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条に規定する罪（刑法第二百四十九条の罪（人を負傷させたときに限る。）を犯す行為に係るものに限る。）五 盗犯等の防止及び处分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条に規定する罪（刑法第二百四十九条の罪（人を負傷させたときに限る。）を犯す行為に係るものに限る。）六 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二に規定する罪七 航空機の強取等の处罚に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第二条に規定する罪八 人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十一 人質による強要行為等の处罚に関する法律  
(昭和五十三年法律第四百八十八号) 第四条に規定する罪

十二 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律  
条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条第一項に規定する罪  
同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。又はこれら

の罪に係る同条第三項に規定する罪)

十三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三号  
十八条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十条に規定する罪)

十四 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第五条に規定する罪

十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)  
第六十七条に規定する罪

十六 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)  
第三条(同条第一項第七号に係る部分に限る。)、第四条(同号に係る部分に限る。)若しくは第六条(同条第一項第一号に係る部分に限る。)の罪、刑法第一百八十九条第一項第七号に係る部分に限る。)に規定する罪又は同法第六条の罪(同条第一項若しくは第二項に規定する罪又は同法第一百七十七条第一項の罪(同法第一百八十九条第一項第一号に掲げる罪(同法第三条(同条第一項第七号に係る部分に限る。)の罪、刑法第一百八十九条第一項第一号に係る部分に限る。)、同法第一百九十九条、第二百二十六条第一项若しくは第二項、第一百四十六条前段若しくは第二百四条の罪、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第一項の

罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七条第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条第一項の罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)に限る。)

十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律第三条に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。)

十八 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)第四条に規定する罪

法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五(同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。)

、第九十六条の六第一項、第九十八条、第十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条(同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く)、第一百七十六条第一項、第一百七十七条第一項、第一百八十条(同法第一百七十六条第一項又は第一百七十七条第一項に係る部分に限る)、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十七条若しくは第二百二十三条规定する罪、同法第二編第三十三章(同法第二百二十九条の二から第二百二十九条までを除く。)に規定する罪(加害目的略取罪等、加害目的略取帮助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。)又は同法第二百三十四条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十二条第一項、第二百四十三条(同法第二百三十六条又は第二百三十八条に係る部分に限る)、第二百四十九条若しくは第二百五十条(同法第二百四十九条に係る部分に限る。)に規定する罪

二 爆発物取締罰則第一条又は第二条に規定する罪(治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的である行為に係るものを除く。)

三 海底電信線保護法国連合条約罰則(大正五年法律第二十号)第四条第二項に規定する罪

るものを除く。) 又は暴力行為等处罚に関する法律第一条  
の法律第一条ノ三に規定する罪(刑法第二百三  
八条の罪を犯した者がする行為及び人を傷害  
する行為に係るもの)を除く。)

五 盗犯等の防止及び处分に関する法律第二条  
(同条第一号に係る部分に限る。)に規定する  
罪、同法第三条に規定する罪(刑法第二百三  
十六条若しくは第二百三十八条の罪又はその  
未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)又は  
盗犯等の防止及び处分に関する法律第四条に  
規定する罪(刑法第二百四十二条第一項の罪  
を犯す行為に係るものに限る。)

六 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九  
号)第一百七条に規定する罪

七 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七  
号)第七十四条の四第一項又は第二項に規定  
する罪

八 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百四十一  
号)第一百十条第一項第八号に規定する罪

九 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二  
年法律第二百三十六号)第四十六条に規定す  
る罪

十 職業安定法(昭和二十三年法律第二百四十一  
号)第六十三条第一号に規定する罪

十一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二  
十五号)第一百九十七条第一項第五号(同法第  
一百五十八条に係る部分に限る。)若しくは第  
六号(同法第二百八十五条の二十三第一項に係  
る部分に限る。)、第一百九十七条の二第十三号  
(同法第二百五十八条に係る部分に限る。)、第  
百九十七条の三又は第二百九十八条の三(同法  
第三十八条の二第一号(同法第六十六条の十一  
号)第三十二条の五に規定する罪  
分に限る。)に規定する罪

十二 船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百  
三十号)第一百十一条第一号に規定する罪

十三 競馬法(昭和二十三年法律第二百五十八  
号)第三十二条の五に規定する罪

十四 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百  
九号)第六十四条に規定する罪

十五 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)  
第二百二十五条、第二百二十九条又は第二百  
三条第一項(同項第三号を除く。)に規定  
する罪

十六 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第  
二百八号)第六十九条に規定する罪



して行うものにあつては、猟銃及び空氣銃の所持に関する法令については、「一時間以上三時間以内、猟銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱いについては、一時間以上二時間以内とする。」  
**(猟銃等講習会の講習修了証明書の交付)**  
**第二十二条** 法第五条の三第二項の規定による講習修了証明書の交付は、猟銃等講習会の講習を受けた者につき、当該猟銃等講習会の講習に係る事項を修得したかどうかを考查し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。  
**(猟銃等講習会の開催に関する事務の委託)**

**第二十三条** 法第五条の三第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、猟銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務とする。

2 法第五条の三第四項の政令で定める者は、猟銃又は空氣銃による適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

#### (クロスボウ講習会の開催)

**第二十四条** 都道府県公安委員会は、法第五条の三の二第一項に規定する講習会(以下「クロスボウ講習会」という。)の開催の日時及び場所を決めるに当たつては、クロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるよう配慮しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、クロスボウ講習会を開催しようとするときは、開催予定期日の二十日前までに開催の日時及び場所その他クロスボウ講習会の開催に關し必要な事項を公表しなければならない。

3 クロスボウ講習会における講習時間は、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者に対する行うものにあつてはクロスボウの所持に関する法令については、一時間以上二時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては三十分以上一時間以内とし、その他の者に対する行うものにあつてはクロスボウの所持に関する法令については、二時間以上三時間以内、クロスボウの使用、保管等の取扱いについては一時間以上二時間以内とする。

**(クロスボウ講習会の講習修了証明書の交付)**

**第二十五条** 法第五条の三の二第二項の規定による講習修了証明書の交付は、クロスボウ講習会

**(技能検定)**

**第二十七条** 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の四第一項に規定する技能検定(以下この条において「技能検定」という。)を受けようとする者に対し、あらかじめ技能検定の実施の日時、場所その他技能検定について必要な事項を通知するものとする。

2 ただし、その者の申請を却下する場合は、この限りでない。

3 技能検定は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科目	操作	操作	操作
1 猟銃	一 猟銃の保持その他猟銃の基本的な事項	二 猟銃の点検	三 実包の装填及び抜出しその他実包
2 猟銃	一 散弾銃による場合にあつては、飛行の姿勢及び動作	二 散弾銃による標的に対する射撃	四 猟銃の取扱い
3 猟銃	一 散弾銃による場合は、飛行の姿勢及び動作	二 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃	三 実包の装填及び抜出しその他実包
4 猟銃	一 散弾銃による場合は、飛行の姿勢及び動作	二 散弾銃による標的に対する射撃	四 猟銃の取扱い

4 技能検定の実施の方法その他の技能検定について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

**(技能講習)**

**第二十八条** 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の五第一項に規定する講習(以下「技能講習」という。)を受ける。

**(技能講習修了証明書の交付)**

**第二十九条** 法第五条の五第二項の規定による技能講習修了証明書の交付は、技能講習においては、技能講習に関する事務のうち講習の課程を修了したかどうかの判定に係る事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外のものとする。

2 都道府県公安委員会が行わせることにより前条第一項の表の上欄に掲げる科目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を修得したと認定された者に対して行うものとする。

3 技能講習における講習時間及び射撃回数その他の技能講習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

**(技能講習修了証明書の交付)**

**第三十条** 法第五条の五第四項の規定により都道府県公安委員会規則で定めるところにより前条第一項の表の上欄に掲げる科目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を修得したと認定された者に対して行うものとする。

2 法第九条の五第二項の規定による教習資格認定証の有効期間は、三月を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

**(射撃教習)**

**第三十一条** 法第九条の五第一項に規定する射撃教習(以下この条において「射撃教習」という。)は、第二十七条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

2 法第九条の五第二項の規定による教習資格認定証の有効期間は、三月を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

3 法第九条の四第一項に規定する教習射撃場を管理する者は、射撃教習を受けた者が当該射撃教習に係る事項を修得したかどうかについて、同項第二号に規定する教習射撃指導員(以下この項及び次項において「教習射撃指導員」という。)に考查させるものとする。この場合において、教習射撃指導員は、当該考查において国家公安委員会規則で定める基準に適合する良好な成績を得た者について、その旨の説明をしなければならない。

4 前項の教習射撃指導員が同項の説明をした者に限り、射撃教習の課程を修了したと認定することができる。

5 射撃教習における教習時間及び射撃回数その他の射撃教習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

**(技能講習)**

**第三十二条** 法第八条第九項(法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十一第四項、第十一条第十二項、第十一条の二第六項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項における訓練の実施の日時、場所その他技能講習について必要な事項を通知するものとする。

2 技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科目	操作	操作	操作
1 猟銃	一 猟銃の保持その他猟銃の基本的な事項	二 猟銃の点検	三 実包の装填及び抜出しその他実包
2 猟銃	一 散弾銃による場合は、飛行の姿勢及び動作	二 散弾銃による標的に対する射撃	四 猟銃の取扱い
3 猟銃	一 散弾銃による場合は、飛行の姿勢及び動作	二 散弾銃による標的に対する射撃	三 実包の装填及び抜出しその他実包
4 猟銃	一 散弾銃による場合は、飛行の姿勢及び動作	二 散弾銃による標的に対する射撃	四 猟銃の取扱い

4 技能講習修了証明書の交付は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の五第一項に規定する講習修了証明書の交付は、内閣府令で定める手続により、前項の規定による許可の期間を延長することができる。ただし、当該延長された期間を通算した許可の期間は、出入管管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第二条の二第三項及びこれに基づく法務省令により当該外国人につい

て認められた在留期間を超えることができない。

(銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空氣銃の売却)

2 技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科目	操作	操作	操作
1 猟銃	一 猟銃の保持その他猟銃の基本的な事項	二 猟銃の点検	三 実包の装填及び抜出しその他実包
2 猟銃	一 散弾銃による場合は、飛行の姿勢及び動作	二 散弾銃による標的に対する射撃	四 猟銃の取扱い
3 猟銃	一 散弾銃による場合は、飛行の姿勢及び動作	二 散弾銃による標的に対する射撃	三 実包の装填及び抜出しその他実包
4 猟銃	一 散弾銃による場合は、飛行の姿勢及び動作	二 散弾銃による標的に対する射撃	四 猟銃の取扱い

4 技能講習修了証明書の交付は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の五第一項に規定する講習修了証明書の交付は、内閣府令で定める手続により、前項の規定による許可の期間を延長することができる。ただし、当該延長された期間を通算した許可の期間は、出入管管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第二条の二第三項及びこれに基づく法務省令により当該外国人につい

**(技能講習)**

**第三十三条** 法第九条の五第一項に規定する射撃教習(以下この条において「射撃教習」という。)は、第二十七条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を修得したと認定された者に対して行うものとする。

2 法第九条の五第二項の規定による教習資格認定証の有効期間は、三月を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

3 法第九条の四第一項に規定する教習射撃場を管理する者は、射撃教習を受けた者が当該射撃教習に係る事項を修得したかどうかについて、同項第二号に規定する教習射撃指導員(以下この項及び次項において「教習射撃指導員」という。)に考查させるものとする。

4 前項の教習射撃指導員が同項の説明をした者に限り、射撃教習の課程を修了したと認定することができる。

5 射撃教習における教習時間及び射撃回数その他の射撃教習について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

**(技能講習)**

**第三十四条** 法第六条第二項の規定による許可の期間は、六十日を超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める。

2 都道府県公安委員会は、内閣府令で定める手続により、前項の規定による許可の期間を延長することができる。ただし、当該延長された期間を通算した許可の期間は、出入管管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第二条の二第三項及びこれに基づく法務省令により当該外国人につい



二五センチメートルをそれぞれ超えず、かつ開刀した刃体をさやに固定させる装置を有しないもの	三 法第二十二条の内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが八センチメートル以下の果物ナイフであつて、刃体の厚みが〇・一五センチメートルを超えず、かつ、刃体の先端部が丸みを帶びているもの
四 法第二十二条の内閣府令で定めることに由り計つた刃体の長さが七センチメートル以下の切出しであつて、刃体の幅が二センチメートルを、刃体の厚みが〇・二センチメートルをそれぞれ超えないもの	（一時保管した銃砲刀劍類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分）
第五十四条 法第二十四条の二第十項の政令で定める区分は、次の表のとおりとする。	（一時保管した銃砲刀劍類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分）
銃砲刀劍類等の区分	（一時保管した銃砲刀劍類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分）
銃砲刀劍類等の区分	（一時保管した銃砲刀劍類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分）

一 法第四条第一項第一号、第二号若しくは第二号の二に規定する銃砲等又は同項第六号に規定する刀劍類	1 この政令は、法の施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。（施行期日）
二 法第十四条に規定する美術品若しくは骨どう品として価値のある火縛式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀劍類	2 この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。（施行期日）
三 法第二十二条に規定する刀物（銃砲等又は刀劍類を仮領置しないでも危険がないと認められる場合）	3 この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。（施行期日）
第四十五条 法第二十五条第一項ただし書に規定する仮領置しないでも危険がないと認められる政令で定める場合は、当該上陸しようとする者がその所持する銃砲等又は刀劍類をその乗つて来た船舶又は航空機に安全な方法で保管したまま入管法第十四条に規定する船舶上陸、入管法第十五条に規定する通過上陸又は入管法第六条に規定する乗員上陸をしようとする者である場合とする。（権限の委任）	4 この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則 （昭和四一年七月二一日政令第二〇〇号）抄	1 この政令は、銃砲刀劍類等所持取締法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四十七号）の施行の日（昭和四十年七月十五日）から施行する。（施行期日）
附 則 （昭和四五五年一〇月一七日政令第二六七号）	2 この政令は、銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四十七号）の施行の日（昭和四十年七月十五日）から施行する。（施行期日）
附 則 （昭和五六六年一〇月二七日政令第三一〇号）	3 この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。（施行期日）
附 則 （平成二年三月二六日政令第四六号）	4 この政令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の施行の日（平成二年六月一日）から施行する。（施行期日）

第一條 この政令は、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年三月一日）から施行する。（施行期日）	1 （施行期日）この政令は、銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日）。次項において「施行日」という。）から施行する。
附 則 （平成六年九月一九日政令第三〇号）抄	2 施行日において改正後の銃砲刀劍類所持等取締法施行令第五条の四第二号又は第二十四号から第二十六号までの規定により銃砲刀劍類所持等取締法第五条の二第二項第二号に掲げる者に該当することとなる者に対する同法第十一一条第一項第二号の規定による許可の取消しについて（経過措置）
附 則 （平成七年五月二六日政令第二二八号）抄	3 この政令は、昭和五十三年九月一日から施行する。（施行期日）
附 則 （平成七年六月二一日政令第一八一号）	4 この政令は、昭和五十六年八月三十一日までの間は、改正後の銃砲刀劍類所持等取締法施行令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。（経過措置）
附 則 （昭和五五年一〇月一七日政令第二六七号）	5 この政令は、昭和五十五年十一月二十一日から施行する。（施行期日）
附 則 （昭和五六六年一〇月二七日政令第三一〇号）	6 この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。（施行期日）
附 則 （平成八年三月一五日政令第三〇号）	7 この政令は、平成八年四月一日から施行する。（施行期日）
附 則 （平成九年一二月一九日政令第三七二号）抄	8 この政令は、平成九年四月一日から施行する。（施行期日）
第一條 この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月十二日）から施行する。（施行期日）	9 この政令は、刑罰の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律（平成九年法律第三百七七号）の施行の日（平成九年十二月三十日）から施行する。（施行期日）



<p><b>附 則</b> (平成一九年八月三日政令第二三)</p> <p>(施行期日) ○号</p> <p>この政令は、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(次項において「放射線発散処罰法」という。)の施行の日から施行する。(経過措置)</p> <p>この政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令(以下「新令」という。)の規定の適用については、放射線発散処罰法附則第五条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第七十六条の二(放射線發散処罰法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)に規定する罪及び放射線発散処罰法附則第六条の規定による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第五十一条第一項から第三項まで(放射線発散処罰法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に規定する罪は、新令第五条の五第四十五号に掲げる罪とみなす。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年八月三日政令第二三)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、改正法の施行の日から施行する。(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p>

<p><b>附 則</b> (平成一九年八月三日政令第二三)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p> <p><b>三号</b> 抄</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年八月三日政令第二三)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>八七号</b> 抄</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>八七号</b> 抄</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、改正法の施行の日(平成二十三年一月一日)から施行する。</p> <p><b>九六号</b> 抄</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年九月一〇日政令第一)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日(平成二十二年五月十八日)から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>八七号</b> 抄</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。</p>

<p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>八七号</b> 抄</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日政令第二二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、改正法の施行の日(平成二十三年一月一日)から施行する。</p> <p><b>九六号</b> 抄</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年九月一〇日政令第一)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日(平成二十二年五月十八日)から施行する。</p>

